

第1回徳島市污水適正処理構想策定市民会議 議事録

開催日時：令和3年7月19日（月）13時00分～

開催場所：徳島市役所 13F 第一研修室

出席者：委員9名

江草委員、上月委員、佐川委員、島田委員、田村委員、長谷川委員、福山委員、松尾委員、松重委員
事務局（河川水路課ほか）

傍聴人：0人

【会議の内容】

1. 開会
2. 徳島市第二副市長あいさつ
3. 委員・事務局の紹介
4. 設置要綱と構想策定推進体制の説明 [事務局から資料1,2]に基づき説明
要綱第4条第2項の規定により、互選にて上月委員が会長に就任
要綱第4条第4項の規定により、長谷川委員が副会長に就任
5. 議事
 - (1) 徳島市の污水処理について [事務局から資料3]に基づき説明
 - (2) 徳島市污水適正処理構想について [事務局から資料4]に基づき説明

【配付資料】

- 資料1 徳島市污水適正処理構想策定市民会議 設置要綱
資料2 徳島市污水適正処理構想策定に向けての推進体制
資料3 徳島市の污水処理について
資料4 徳島市污水適正処理構想（概要版）H28.9
参考資料 構想策定までのスケジュール案

（会長）

議事の1つ目の「徳島市の污水処理について」事務局より説明をお願いしたい。

（事務局）

（資料3について説明）

（会長）

説明いただいた内容について、ご質問、ご意見をいただきたい。

（委員）

今の公共下水道と浄化槽の地域分けはいつごろ決定したのか？

(事務局)

前回構想が平成 28 年度に見直しされており、策定自体はそれ以前に行われている。

(委員)

地域によっては、公共下水道の計画がないことに不満を言っている人もいます。そのことについてどう考えているのか？

(事務局)

下水処理の計画については、事業認可を中央処理区、北部処理区の人口密度が高い地域から集中して進めてきた。津田や国府は中心部から距離や人口密度の関係で当初の下水道計画からは外れている。今回の汚水適正処理構想については、集合処理と単独処理について、経済比較、地理的な要因を含め、どの地域が集合、個別処理にふさわしいか見直しをすることになる。

(委員)

今人口密度と言ったが、津田地区や八万地区は人口密度が高いと思うが、考慮してもらえるのか？

(事務局)

集合処理、個別処理の見直しについてはこの会議の中で検討していくことになる。そして集合処理についてはまとめて処理するため距離や川等の地形も重要になる。

(会長)

よろしいか？そういうことを含めて本会議で議論していくことになる。

他に質問はあるか？

(委員)

処理区域を見ると、地区によって合流地区と分流地区に分かれているが何故なのか？

また、徳島県の汚水処理整備がなぜ全国ワースト 1 なのか理由があれば教えて頂きたい。

(事務局)

合流地区と分流地区の違いだが、簡単に言えば下水道整備時期による違いである。古い時代に整備されたものが合流式、新しい時代に整備されたものが分流式となる。徳島市は、新たな処理施設である北部浄化センターが平成 11 年に完成したため、それ以降は分流式となる。

汚水処理の普及が進んでいない理由については、推測だが徳島市の場合、下水道整備は昭和 23 年から始まっており、そのときは汚水処理のためだけに下水道を整備するのではなく、台風や大雨等の浸水対策を含めての下水道整備が始まりだったと思われる。汚水と雨水を処理する合流式では下水管の断面が費用に大きくなり工事が莫大になり整備に時間がかかったと考えられる。

(会長)

他に何か意見はないか？

(委員)

公共下水道と浄化槽の年間維持管理費の資料が添付されているが、長い目で見てどちらの方の費用負担が大きくなるのか？

(事務局)

年間維持費だが、下水道の使用料は、家族 4 人でひと月に 25 立方メートルの使用量があった場合と仮定すると約 3 万 4 千円。浄化槽の維持管理費には、保守点検費、浄化槽清掃費用、法定検査に電気代を含めると 5 人槽で計算した場合は、年間約 5 万円の費用がかかる。そのため集合処理（公共下水道）の方が個別処理（浄化槽）の方より年間維持費が安くなる。

(会長)

他にまだ意見はあるか。

(委員)

合併処理浄化槽の方が環境面でメリットが大きいのに合併処理浄化槽の割合が単独処理浄化槽に比べて低いのは何故か？

(事務局)

合併処理浄化槽の普及率が低いのは、浄化槽法が改正されたのが平成 13 年でそれ以前は、建物を建てる際には単独処理浄化槽が設置されていた。平成 13 年以降は、単独処理浄化槽ではなく必ず合併処理浄化槽を設置することになっている。今、単独処理浄化槽であっても交換する際は合併処理浄化槽を設置しなければならない。令和元年の数値は合併処理浄化槽の割合が低いが今後改善していくと思われる。

(会長)

他に質問はあるか？

(副会長)

資料に様々なマンホール蓋のデザインが記載されているが、意味があったりデザインを変更したりしているのか？

(事務局)

他の自治体は、デザインマンホール蓋を作成しているが、徳島市では作成していない。徳島市内でデザインが違うのは作成された時期によるものである。

(副会長)

もしデザインを募集されることがあれば、子供たちにデザインを募集するのも面白いのでは？

(事務局)

検討させて貰う。

(会長)

他に意見がなければ、次の議題に移りたいと思う。

(事務局)

それでは、前回策定した構想の概要版を基に、徳島市污水適正処理構想について説明させていただく。資料 4 をご確認ください。

「污水適正処理構想とは」についてだが、公共用水域の水質保全、改善を図るため、家庭や事業所などから排出される污水をきれいにする污水处理施設の整備を進める必要がある。この污水处理施設には大きく分類して、公共下水道を集合処理施設、合併処理浄化槽を個別処理施設といい、この 2 種類がある。それぞれの施設を整備する区域を、集合処理区域、個別処理区域といい、污水適正処理構想は市全域を対象に集合処理区域と個別処理区域の設定を行い、今後、污水处理施設の整備を進める上での基本方針とするものである。

構想の見直しにあたっては、まず、土地の利用状況、家屋の密集度及び既存の污水处理計画などの基礎データを収集するとともに、将来人口の減少等を予測している。次に、徳島県污水处理構想策定マニュアルに基づく経済性の比較検討に加え、経済性以外の諸条件を勘案した上で集合処理区域と個別処理区域を設定し、新たな徳島市污水適正処理構想を策定する。

配布している資料に前回の平成 28 年度に、整備目標年次を 20 年後に設定した将来区域図がある。着色ありは集合処理区域、それ以外の着色なしの区域は個別処理区域となる。なお、流域関連公共下水道は事業区域になっていない。従って、この区域は現在浄化槽を設置しなければならないこととなっている。徳

島市汚水適正処理構想についての説明は以上である。

(会長)

今ご説明いただいたが、これについてのご意見、ご質問はあるか。

(委員)

特定環境保全公共下水道とはどういうものか？

(事務局)

市街化調整区域で設置される小規模の公共下水道である。しらさぎ台、丈六団地、竜王団地の3つが該当する。

(委員)

特定環境保全公共下水道については、整備が終わっているという話が最初にあったと思うが、処理能力的にも、適切な流量の汚水が入っているということか？

(事務局)

それぞれ適切な流量が処理できる施設につながっている。

(委員)

特定環境保全公共下水道は下水道が100%宅内から処理施設まで接続されているのか？

(事務局)

一部まだ接続していない方もいるが、それは取付管工事ということで、条件付きでこちらの方で工事させてもらっている。

(委員)

最終目標年次の面積と人口推計で構成比が書かれているが、これは最終目標年度にこの割合を目指すということだと思うが、どのように決めたのか？また、今現在の状況は？

(事務局)

今現在の状況については、汚水処理人口普及率等を計算しているので、今資料が手元にないが、それを見れば分かる。将来的にどのように推移していくかについては、今後、汚水適正処理構想をまとめる段階での策定の作業の中で検証していき、またご報告するようになるかと思う。

(会長)

私からもお伺いしたい、目標年次を決めて整備する中で、事業費が幾ら必要とか、それに対して下水道料金をどうするかという議論は、事業規模と年度と勘案して決めるものなのか？それとも、それは関係なく下水道料金というのは決まっているのか？

(事務局)

下水道使用料については、昨年度から公共下水道は地方公営企業法を適用し、独立採算制で事業を運営するということになっている。そのため、下水道使用料については、財政支出等を見ながら適正な料金水準を検討しながら、必要があれば改訂ということもあるかと思う。今は適正な料金水準がどれぐらいかという検討をしているところである。当然、これから先、公共下水道の整備を進めると、その分に対して当然投資が発生するため、その部分が下水道使用料に跳ね返ってくるということは考えられる。現段階では詳細な検討を進めているわけではないため、ここではっきりしたことは申し上げにくい状況である。

(会長)

これまでは公共事業として行ってきたけれども、これからは独立採算制ということで、利用者の費用を集めながら整備を進めるのか？

(事務局)

そうなる。

(会長)

当然、下水道使用料が高くなる恐れもあるということか？

(事務局)

下水道使用料に関しても、今後、今現在未整備の地区に整備を進めていった場合には、当然多額な費用が今後必要となってくるため、それが下水道使用料に跳ね返ってくるということは考えられる。しかし、現在はそこまで詳細な検討を進めているわけではない。

(会長)

水道と少し違うのは、水道は取りあえず全部整備してしまってから、維持更新するのに幾らかかりますかということか？

(事務局)

水道の方は、ほぼ普及整備が終わっているので、基本的には維持管理の費用を水道料金に求めるということになる。

(会長)

なるほど、水道料金の場合は、自分のこととして、自分の水道管の維持更新がされるという感じもするが、これから下水道を拡張するにあたっては、自分の払っているものが、新たに下水道の整備費用に使われる場合もあるということか？

(事務局)

その場合も出てくる。

(委員)

合併処理浄化槽は、定期的な点検がなされなかったら汚水がそのまま流されるということで、点検を怠ってしまったら、そのまま汚水が川に流れてしまうのか？

(事務局)

浄化槽の耐用年数が約 30 年で、よほどの維持管理というか状態が悪いようなものにならない限りは、そのままの汚水が川に流れるということはないのではないかと思います。

法定点検については、浄化槽法で決まっており、1 年に 1 回は受けなければならない、保守点検をしなければいけないと、これも浄化槽法で決められている。実際にこの点検をやって浄化槽が全然働いていないという状態になると、昨年度、浄化槽の基準改正あり、浄化槽の状態が悪いということで指導はできるように法律上はなっている。

(委員)

合併浄化槽の維持管理というのは、年に何回、市の方が見回りに来てくれないのか？

自分の家に合併浄化槽があったときに、それに不具合が出ているのか分かるのか？

(事務局)

浄化槽の法定管理は市が行くのではなく、法定管理は県でやっていて、管理するのも保健所にもなる。環境技術センターでも法定検査とかは委託されていると思う。

(委員)

浄化槽の維持管理というところを、説明させてもらう。浄化槽法により、年に 1 回の清掃と、年に 1 回の法定検査が義務付けされている。それと 2 カ月から 3 カ月、大きい浄化槽の場合は 1 週間から 2 週間に 1 回という形で保守点検が必要であり、これは法で定められて罰則規定もある。環境技術センタ

一が年に 1 回定期的に行っていただくところであるが、全てお金がかかる話で、それを個人的に負担していただく。

現状は、浄化槽台帳が整備途中である。昨年の令和 2 年の浄化槽の法改正に伴い、浄化槽台帳の整理が都道府県知事に義務化された。今、県下には 19 万基の浄化槽があるといわれているが、今 15 万基しか台帳整備がされていない。県としては、できるだけ早く浄化槽台帳を、市町村、それから関係団体の皆さんと一緒に作り上げ、全ての方に浄化槽の管理をしっかり指導して、適正に維持管理をしていただく。

(会長)

他にになにか？

(委員)

今回、市民会議に参加させていただいたが、汚水適正処理構想で、構想の再検討ということで、年次目標を 42 年度から 47 年度に 5 年更新したという形でもよろしいか？ 5 年ごとに構想の見直しを検討するということに関しての市民会議なのか？そうではなくて、何か分からないことを聞くための市民会議なのか？新たな構想を策定するために呼ばれたかどうか聞きたい。

もし、我々がこの新たな構想の策定をするのであれば、我々の団体としても少し考えて、質問状を出すなり提言をしたりしなければいけない。どういった立ち位置で私は参加すればいいのか？

(事務局)

構想の策定をするために、今回市民会議を立ち上げたので、提言なり、この市民会議の場で専門的な意見を述べていただきたい。その上で徳島市の汚水構想を、市民会議を基に来年の 6 月に策定を予定している。今後とも協力をよろしく願いたい。

(委員)

それでは、我々としては、この処理構想策定に関する議事等を作成しても問題ないか？質問状を出すとか、それとも、この市民会議というのを数多く開いて、その中で議論して、新しい構想の策定をするという形になるか？聞きたいことはたくさんあるのだが、そういったものを文書化したほうがよろしいか？それに対してお答えして下さるという形のほうがよろしいか？

(事務局)

聞きたいというのを事務局に相談いただければ、事務局のほうで判断したいと思う。またその内容というか、議論で済むのであれば、この場で議論していただくだけでもいい。また、項目が多ければリスト化というか文書化していただきたい。

(委員)

徳島市として、もう汚水適正処理構想というのは、あらかじめ何かお持ちか？

(事務局)

先ほどご説明した平成 28 年に策定した分を基に、今は汚水処理施設の基本方針としているので、構想の方針そのものはある。

(委員)

例えば昨年 11 月 27 日の新聞に出た記事で、未着手の八万、加茂、加茂名地区の下水整備の中止検討というような記事が出たが、これに関しては新聞の記事であって、徳島市の発表ではないと受け止めているのだが、その辺に関してはどうか？

(事務局)

昨年 11 月の新聞の記事については、徳島市上下水道局としての、徳島市公共下水道経営戦略を策定する中で、新たな分区については整備を中止する方向で、今後、経営戦略を検討するという意味合いである。

新聞で記事として書かれたが、決定した訳ではない。当然この汚水適正処理構想をもって、新たな分区をどうするかという話については、これから検討していきたい。

(委員)

何か疑問点がある場合に、する会議という位置付けでよろしいのか？例えば下水と浄化槽の融合だとか、そういった形ではなく、何か聞きたいことを聞くための会議か？

(事務局)

融合というよりは、あくまでも個別処理と集合処理の位置付けを、市内で今後どうしていくかという方向付けを決める構想ということになる。

そのため、この後スケジュールの説明もあるが、この会議を経て、これから具体的な構想の策定作業に入り、案ができた時点で、また皆さんにお集まりいただいて、現在の案を確認していただき、これに関して意見はどうだろうか話し合いの場を持ちたい。

(会長)

では、他に意見がなければ「その他」について事務局に説明をお願いします。

(事務局)

「その他」として、構想策定までのスケジュール案についてであるが、市民会議については、今回を含め、構想完成までに4回の開催を予定している。現在、構想策定作業を行っている。

次回、2回目では、事務局作成の構想を審議していただき、委員の皆さまから頂いた意見を基に、事務局で構想の調整作業を行い、構想素案を取りまとめる。3回目で構想素案を審議していただき、パブコメ等を経て、事務局で構想案を作成する。4回目にパブコメ結果と構想案の発表の予定である。

この案につきましては、構想完成を令和4年6月としているが、前回の見直し会議では、完成まで1年半程度の期間を要しており、今回の見直しにおきましても、完成時期がもう少し延びる可能性がある。その際には、その要旨を適時にご報告させていただく。

また、市民会議の委員を対象に、より公共下水道についての状況を理解していただくため、市民会議とは別に、希望者を募り、下水道施設の現場見学会を計画している。時期は次回の市民会議までに開催を考えている。詳細につきましては会長等と相談をしながら後日連絡させていただくので、ご協力をお願いします。構想策定までのスケジュール案については、以上である。

(会長)

見学会は私のほうからお願いしたのだが、処理場を見たことがないとか、ポンプ場を見たことないという方もいらっしゃると思うので、非常に身近なところにありながら、実際に目にもすることも少ないと思うので、そういう機会を設けてさせて頂いた。

(委員)

このスケジュール案拝見させていただいたが、実は徳島市だけでなく、汚水処理については県下の24市町村が、それぞれ市町村の構想をこれから策定していくことになる。そのあとに各市町村の内容を取りまとめた県の構想を来年策定という形になる。

この集合処理と個別処理のお話については、各市町で課題を抱えているところである。やはり集合処理は、一般的なお話をすると、人口減少によって非常に収益が悪化している。人口が減って、高齢化の影響もあって、下水道料金の収入が少なくなっている。それと、かなり施設の老朽化が進んでおり、非常に大量更新、リプレースしなければならない時期が、まさしく目前に迫っている。そうしたところで、経営環境が一層厳しいような状況に全国的になってきたところである。そうしたことから、今後も安定的かつ持続的なサービス提供ができるような経営環境をしっかりと考えていただいて、この処理構想をつくっていた

だきたいと考えている。

それと、合併処理浄化槽の話になるが、徳島県の汚水処理人口普及率は63.4%で全国ワースト1位ということだが、実は18年連続となる。

単独から合併に転換する場合、各市町から補助金を、約4割の設置費用が支給されるが、やはり金銭的な負担が多いというところで、なかなか改善が進まないというところも考えられる。そこで、やはりそういったところを含めてどうなのかという問題、合併処理浄化槽の普及の状況、こういったことから、最適化というものを、この処理構想においてしっかり検討いただきたい。

(委員)

今、説明されたことは、徳島市は徳島市、他の市町村は市町村ということで構想を取りまとめて、県に持って上がって、県として構想を取りまとめるという形だったと思うが、広域化・共同化という話は、どの段階で出てくる話になるのか。

(委員)

共同化というお話をされたが、収入減少、高齢化のお話を受けて、国土交通省、農林水産省、環境省、これが全ての汚水処理の広域化・共同化を来年度までに策定しなさいという方針がある。そうしたことによって、下水道とコミュニティプラント、住宅団地だけが処理している、ここでいう特定の浄化槽、そういったところは、近くであれば結合するとか、汚水処理の一元化を図るような取り組みを入れて、合理化を図る。

今現在、広域化・共同化の取り組み作業を各市町とワークショップを進めており、どういう形でそれぞれが連携していくのか、例えば徳島市と他の市町との連携というのが今後考えられる。この構想の中にも、そういった広域化・共同化の取り組みも含めて検討いただきたいと思う。

(事務局)

他に質疑が無ければ、次回、第2回市民会議は、スケジュールの上では12月ごろを予定しているが、作成作業の進捗状況により多少変更となる場合がある。大幅な変更があれば別途連絡する。以上をもって、第1回徳島市汚水適正処理構想策定市民会議を終了する。

以上